

事務連絡
令和7年9月

皆さまへ

牧之原市役所災害対策本部

竜巻被害に係る生活再建支援について

この度の竜巻の被害に際し、被災された皆さまに心からお見舞い申し上げます。

市といたしましても、地域の一員として、皆さまの痛みを共有し、復旧と生活の安定に向けて全力で取り組んでまいります。

この度、第一として市民の皆さまの声を真摯に受け止めるべく、現地を巡回させていただいております。

今回、市が行っている各種の支援策を書類としてまとめさせていただきました。

支援を必要とする皆さまは、最寄りの窓口に早めの連絡と相談をお願い致します。

支援制度

発災後

○罹災証明書・被災届出証明書

罹災証明書:住家の被害の程度を証明する

被災届出証明書:住家以外の被害を届け出たことを証明する

※申請には写真が必要になりますので、被害箇所を複数枚、様々な角度から撮影してください。

罹災証明書発行後

○被災者再建支援制度

国制度もしくは県制度のいずれかが適用されます。

対象:全壊、大規模半壊、中規模半壊(半壊の場合は解体にて対象)

基礎支援金	加算支援金	
全壊世帯や半壊以上で解体等 →100万円	建替や購入の時	200万円
	修理の時	100万円
大規模半壊世帯 →50万円	民間賃貸借へ	50万円

※中規模半壊は加算支援金のみ上の半額がもらえる

※単身世帯はそれぞれ4分の3の金額になる

※賃貸物件では賃貸人側がもらえる

○災害見舞金

住宅の被害の程度等に応じて、見舞金が支給される場合があります。

対象:全壊(10万)、半壊(5万)

○災害援護資金貸付制度

住宅被害、家財の損害、負傷などに応じて貸し付けを行います。

最大 350 万貸付

牧之原市役所 社会福祉課 地域福祉係

電話 0548-23-0070

FAX 0548-23-0099

メール fukushi@city.makinohara.lg

応急修理制度の利用に当たっては、 被害箇所・修理箇所が分かるよう “写真”を撮影して下さい。

応急修理
制度

カメラがない場合はスマホで構いません。必ず写真を撮影してください。

災害救助法に基づき、今回の災害により住宅に甚大な被害を受けられた皆さまは
応急修理制度を利用できます。

1 対象者 以下のいずれにも該当する方

- ① 「り災証明」において準半壊以上の被害を受けた住宅にお住まい※注1で、住むことができない状態にある方
- ② 自らの資力※注2での応急修理が難しい方
(※注1 住宅に今後住む予定がない又は空き家であった場合は対象外です。)
(※注2 自らの資力で実施できない理由を記載した申出書をご提出いただきます。)

2 応急修理の範囲

住宅の応急修理の対象となる範囲は、下記に掲げる、日常生活に必要欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所です。

- ・屋根、柱、外壁、基礎等の基本部分
- ・ドア等の開口部
- ・上下水道等の配管や配線
- ・トイレ等の衛生設備等

※詳細については、窓口にてご確認ください。

3 限度額

1世帯あたりの限度額は、次に掲げる額以内とします。

①	準半壊	358,000円
②	半壊以上	739,000円

※修理費用が限度額を超える場合は自己負担となります。

4 事業のながれ

- ・市の窓口へお申込みください。
- ・応急修理の対象者となる場合は受理通知書を発行いたしますので、修理業者と工事内容の打合せ及び見積依頼をお願いします。
- ・修理業者から市に見積書を提出していただいた後、市から直接修理を依頼し、修理完了後に修理業者に費用をお支払いします。

5 申込受付

り災証明発行後からの申請となります。

6 申込窓口

牧之原市役所相良庁舎2階 都市住宅課
TEL 0548-53-2633

国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入中の皆さまへ

令和7年台風第15号に伴う災害に係る国民健康保険(後期高齢者医療制度)等の関連情報

こんなとき	内容
マイナ保険証・資格確認書が なくなってしまった	マイナ保険証・資格確認書がなくても医療機関等は受診ができます。 氏名・住所、生年月日、連絡先を医療機関窓口で伝えてください。
マイナ保険証・資格確認書を 再交付するには	榛原庁舎国保年金課または相良庁舎市民課2番窓口にて下記持ちものを御持参のうえ、お越しください。 ・本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等は1点。介護保険証、診察券等顔写真がないものは2点。) 市役所ホームページ オンライン申請からも受け付けています。
国民健康保険税・後期高齢者 医療保険料の減免は	大規模な被害を受けられた世帯は減免等が受けられる場合があります。 対象と思われる世帯(罹災証明書の申請をした方)には別途お知らせする予定です。 ※医療機関等から発行された領収書等は保管しておいてください。
国民健康保険の一部負担金 (2割～3割)の免除は	
国民年金保険料の免除は	

その他情報は準備ができ次第、順次ホームページやLINE等で周知します。

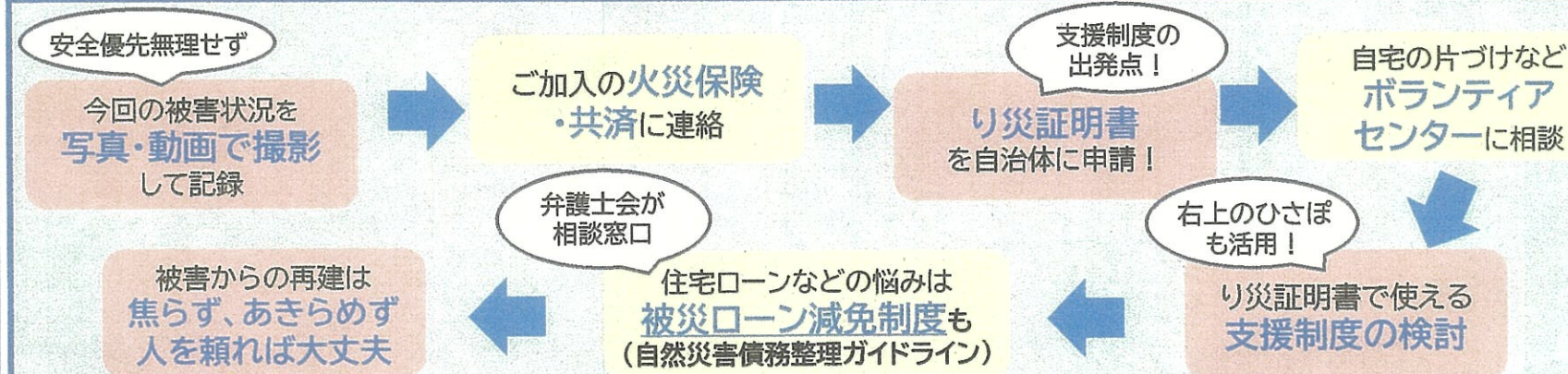
上記内容に関する問い合わせ先
牧之原市役所 国保年金課
電話(0548)23-0023



※ その地域への災害救助法などの適用、その他の条件などで使える支援制度は変わります
 ※ この瓦版の情報は令和7年9月6日時点のものです、その後変わることがあります

この瓦版や様々な支援情報ツールは[こちら](#)からDL ↑

再建までの流れ(例)



り災証明書・片付け

全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
り災証明書は、役場に申請すると、被害を受けた住宅を調査した上で、発行してもらえる住宅被害の証明書です。表のように、主に、全壊、半壊など6種類に分かれます。多くの支援制度が、り災証明書と結びついているので、り災証明書の申請は、再建のスタートになります。 重い判定ほどたくさんの支援が受けやすいのが特徴。最初の判定に疑問があれば、再調査や二次調査の申請も可能なので、発行した自治体に相談して下さい					

水害にあったときに

浸水や土砂災害の被害にあった方は、まずは冊子「水害にあったときに」をご覧ください。被害を受けた住宅の片づけ、消毒、乾燥から、水害の際の罹災証明の判定基準、その後の支援制度まで、イラスト付きでまとまっています。

右のQRコードから冊子版やチラシ版をダウンロードしましょう
 (制作:震災がつなぐ全国ネットワーク)



災害救助法が適用された地域の支援

緊急修理制度 ＜2025基準＞ 準半壊程度以上 5万3900円 屋根や壁のブルーシート工事など	準半壊程度以上の被害を受けた住宅の、雨水侵入を防ぐブルーシート張りなどの工事費、資材費の支援制度です。自治体に事前相談を → 一世帯 5万3900円以内
応急修理制度 ＜2025基準＞ 半壊以上 73万9000円 準半壊 35万8000円	屋根、床、壁、トイレなどの修理の支援制度です。事前に自治体に相談してから工事を依頼しましょう → 半壊以上 73万9000円 準半壊 35万8000円
仮設住宅 原則 2年以内 家賃無料 半壊も入居可能性	提供の有無、入居条件などは各自治体に問い合わせを。公営住宅の無償提供がされることもあります → 家賃が無料です (半壊でも入れる場合もあります)

静岡県独自の再建支援金の制度

基礎支援金	加算(追加)支援金	
全壊世帯や半壊以上で解体等 → 100万円	建替や購入の時	200万円
	修理の時	100万円
大規模半壊世帯 → 50万円	民間賃貸住宅へ	50万円

※ 中規模半壊は加算支援金のみ上の半額がもらえる
 ※ 単身世帯はそれぞれ4分の3の金額になる
 ※ 賃貸物件では賃借人側がもらえる

静岡県には、国の被災者生活再建支援法がその地域に適用されない場合でも、被害に応じて、被災者生活再建支援法と同じ金額を給付する独自の支援制度があります!

応急修理と仮設住宅の関係

応急修理制度 ＜2025基準＞ 半壊以上 73万9000円 準半壊 35万8000円	OR	仮設住宅 原則 2年以内 家賃無料 半壊も入居可能性
■ 応急修理制度を使うと、修理完了後や一定期間後などは、仮設住宅に入れないことも ■ そのため、特に、半壊以上の人など仮設住宅が利用できる可能性のある人は応急修理制度の利用は慎重に検討を!		

雑損控除ってなに?

雑損控除(災害減免法) 建物・家財・車・墓地などの損害の確定申告によって税金が減免される	災害で建物、家財、車、お墓などの損害を受けた人は、確定申告で所得税、住民税が減免されることがあります(医療費控除と類似)
■ この制度は罹災証明が一部損壊の人でも利用できます ■ 保険金でカバーできない損害がある人は、税務署や、無料相談会などで相談しましょう ■ 家財の損害は金額不明でも国税庁の評価額を利用できます	

高齢者向け返済特例とは

リバースモーゲージ ＜高齢者返済特例＞ 60歳以上なら、不動産評価の6割まで借り入れ、返済は利息だけでOK	60歳以上を対象にした住宅再建のための特別なローンです。再建をあきらめる前にご相談を(住宅金融支援機構)
■ 修理(補修)、建替え、新たな住宅の購入のための借入です ■ 不動産評価の6割が借入目安 ■ 毎月の返済は利息のみ ■ 元金は死亡後に、不動産の売却などで支払い。債務が残っても相続人には支払義務がありません	

◆被災地の詐欺に注意! 支払う前に警察、ダイヤル188(消費者ホットライン)に相談
 ◆不動産の権利証、通帳、保険証券、実印などを失っても、権利は失いませんのでご安心下さい

制作/責任 弁護士 永野 海
 (静岡県弁護士会)

竜巻災害等に係る寄付金等の取扱いについて

※詳細は、QR コードから市ホームページをご覧ください。

【個人・団体】

◎ 寄附

- ①一般寄附(災害支援) ※使途の目的が明確でない場合
②指定寄附(教育、福祉、子育て等) ※使途の目的が明確な場合

対象	牧之原市(復旧支援等に係る市の施策)
方法	・持込 ・納付書 ・口座振込
税制上優遇措置・ 手続き	特定寄附金扱い(所得控除のみ) 確定申告

問合せ先:財政課 電話:0548-23-0054

寄 附



◎ 義援金

静岡県災害義援金募集・配分委員会を通じて、被災者へ配分されます。

対象	県内被災者等(被災状況により按分支援)
方法	・持込(さざんか エントランスホール 又は 両庁舎の市民課窓口) ・口座振込
税制上優遇措置・ 手続き	特定寄附金扱い(所得控除のみ) 確定申告

問合せ先:社会福祉課 電話:0548-23-0070

義援金



【個人】

◎ ふるさと納税

速やかに、かつダイレクトに寄付金を届けることができます。

災害支援については、お礼の品のご用意はありません。

※詳細は、別添チラシをご覧ください。

対象	牧之原市(復旧支援等に係る市の施策)
方法	各種ふるさと納税サイト等

問合せ先:商工企業課 電話:0548-53-2647

ふるさと納税



【法人】

◎ 企業版ふるさと納税

市が行う復旧事業の財源として、直接市に寄附できます。

市外に本社がある企業からの寄附が対象となり、法人関係税が最大9割軽減されます。

対象	竜巻等災害復旧事業
方法	口座振込

問合せ先:企画政策課 電話:0548-23-0045

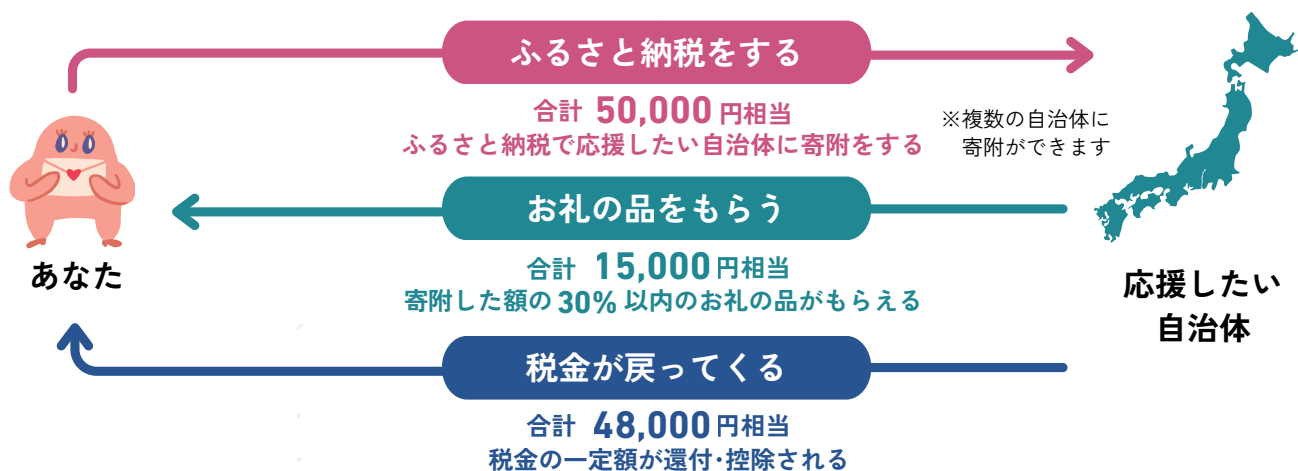
企業版
ふるさと納税

ふるさと納税を活用した災害支援について

? ふるさと納税ってどんな制度？

複数の自治体に寄附することが可能で、寄附額の約3割がお礼の品の調達に使用され、残りの寄附額はあなたが指定した使い道などに使用されます。

例：50,000円のふるさと納税をした場合



参考：ふるさとチョイス



ふるさと納税で災害支援ができます



生まれた故郷や応援したい自治体に寄附をすることができるふるさと納税ですが、お礼の品をもらう以外にも災害の被害を受けた地域の自治体に寄附する方法があります。

今回の竜巻被害に対して寄附を行っていただくことで、速やかに、かつダイレクトに寄付金を届けることができます。



※災害支援のご寄附については、お礼の品のご用意はありません。

災害支援のご寄附は各種ふるさと納税サイトで開設しています
詳しくは右記 QR コードからご確認ください

ふるさとチョイス



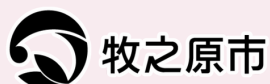
楽天ふるさと納税



その他

- さとふる
- ANA のふるさと納税
- ふるなび
- JAL ふるさと納税
- JRE MALL
- 三越伊勢丹ふるさと納税

CHECK!



牧之原市

静岡県牧之原市役所相良庁舎
産業経済部 商工企業課 商工振興係
〒421-0592 静岡県牧之原市相良 275

☎ 0548-53-2647
☎ 0548-52-3772

✉ shoko@city.makinohara.lg.jp
🌐 www.city.makinohara.shizuoka.jp/